

京都市市税条例の一部を改正する条例（令和3年6月14日京都市条例第 4 号）（行
財政局税務部税制課）

地方税法等の一部改正に伴い、次のとおり必要な措置を講じることとしました。

1 個人の市民税

- (1) 個人の市民税の均等割の非課税及び減免の範囲に係る扶養親族について、年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限ることとします。（第17条の3関係）
- (2) 特定管理株式等が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例について、特定保有株式を適用対象から除外します。（附則第19条の2の3関係）
- (3) 住宅借入金等特別税額控除について、一定の場合に、適用期限を令和17年度分の個人の市民税まで延長する等の措置を講じます。（附則第32条関係）

2 固定資産税及び都市計画税

- (1) 令和4年度分又は令和5年度分の固定資産税に限り、自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、修正前の価格を課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると市長が認める場合には、修正前の価格を修正基準により修正した価格を当該年度分の固定資産税の課税標準とします。（附則第8条の2，第11条及び第11条の2関係）
- (2) 中小事業者等が中小企業等経営強化法に規定する認定先端設備等導入計画に従って取得をした同法に規定する先端設備等に該当する一定の家屋及び償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置を廃止します。（附則第34条関係）

3 軽自動車税

令和3年度及び令和4年度に初回車両番号指定を受けた3輪以上の軽自動車で排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の少ないものについて、当該車両番号指定の翌年度の種別割の税率を次のとおり軽減します。（附則第16条の5関係）

- (1) 電気軽自動車及び一定の排出ガス性能を備えた天然ガス軽自動車について、税率の概ね100分の75を軽減します。
- (2) 3輪以上のガソリン軽自動車（営業用の乗用のものに限ります。）のうち、一定の排出ガス性能を備えたものであって、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の90を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のものについて、税率の概ね100分の50を軽減します。
- (3) 3輪以上のガソリン軽自動車（(2)の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のもの

のに限ります。)のうち、一定の排出ガス性能を備えたものであって、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のものについて、税率の概ね100分の25を軽減します。

4 その他

- (1) その他必要な規定の整備を行います。
- (2) 上記2(2)の改正は令和5年4月1日から、上記1(1)の改正は令和6年1月1日から、その他の改正は公布の日から施行します。

京都市市税条例の一部を改正する条例を公布する。

令和3年6月14日

京都市長 門川大作

京都市条例第 4 号

京都市市税条例の一部を改正する条例

第1条 京都市市税条例の一部を次のように改正する。

第9条第1項各号列記以外の部分及び第6号中「第601条第3項」を「法第601条第3項」に改める。

第13条第1項中「第2条第6号」を「第3条第8号」に改める。

第37条の11ただし書中「第2条の5第1項」を「第2条の5の3第1項」に改める。

附則第7条第1項第1号中「第30項第3号及び第39項」を「第27項第3号及び第35項」に改め、同項第2号中「第30項第2号」を「第27項第2号」に改め、同項第3号中「附則第15条第19項本文」を「附則第15条第16項本文」に改め、同項第4号中「附則第15条第30項第1号及び第34項」を「附則第15条第27項第1号及び第30項」に改め、同項第5号中「附則第15条第38項」を「附則第15条第34項」に改め、同項第6号を削る。

附則第8条の2の見出し中「令和元年度又は令和2年度」を「令和4年度又は令和5年度」に改め、同条第1項中「令和元年度分又は令和2年度分」を「令和4年度分又は令和5年度分」に改め、同条第2項中「令和元年度適用土地又は令和元年度類似適用土地」を「令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地」に、「令和2年度分」を「令和5年度分」に改める。

附則第11条第4項及び第5項中「令和元年度」を「令和4年度」に改め、同条第6項及び第7項中「令和2年度」を「令和5年度」に改める。

附則第11条の2第4項中「令和元年度」を「令和4年度」に、「次項又は第6項」を「第6項又は第7項」に改め、同条第6項中「令和2年度」を「令和5年度」に、「第19条の2の2第6項」を「第19条の2の2第7項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「令和2年度」を「令和5年度」に、「第19条の2の2第5項」を「第19条の2の2第6項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 令和4年度に係る賦課期日において第3項に規定する事情がある土地（次項又は第7項に規定する土地に該当するに至った場合における当該土地を除く。）に対する附則第8条の2の規定の適用については、法附則第17条の2第1項及び第2項並びに第19条の2の2第5項に定めるところによる。

附則第16条の5第2項表以外の部分中「、当該軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条第3項表以外の部分及び第4項表以外の部分中「、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条に次の3項を加える。

6 法附則第30条第2項に規定する3輪以上の軽自動車（自家用の乗用のものを除く。）に対する第70条の規定の適用については、当該軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

7 法附則第30条第7項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車に対する第70条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第3項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

8 法附則第30条第8項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車に対する第70条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第4項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ

同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第19条の2の3第1項中「、同項に規定する特定保有株式（以下この条において「特定保有株式」という。）」及び「、特定保有株式」を削る。

附則第32条に次の1項を加える。

- 2 市民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における附則第5条の3第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは「令和17年度」と、「令和3年」とあるのは「令和4年」と、「同条第7項」とあるのは「法附則第61条第4項において読み替えて適用する法附則第5条の4の2第7項」とする。

附則第34条の見出し中「構築物」を「償却資産」に改める。

第2条 京都市市税条例の一部を次のように改正する。

第17条の3中「及び扶養親族」の右に「（年齢16歳未満の者及び法第314条の2第1項第11号に規定する控除対象扶養親族に限る。以下この条及び第35条において同じ。）」を加える。

第28条の2の3第1項中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者に限る」に改める。

第32条の7第1項中「当該納税者」を「当該納税義務者」に改める。

附則第34条を削る。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第2条中附則第34条を削る改正規定及び附則第3条第2項の規定 令和5年4月1日
- (2) 第2条（前号に掲げる改正規定を除く。）及び次条第2項の規定 令和6年1月1日
- (3) 第1条中附則第34条の改正規定 産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和3年法律第70号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日

(市民税に関する規定の適用区分)

第2条 第1条の規定による改正後の京都市市税条例（以下「改正後の条例」という。）

附則第19条の2の3第1項の規定は、令和4年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和3年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

- 2 前条第2号に掲げる規定による改正後の京都市市税条例第17条の3、第28条の2の3及び第32条の7の規定は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する規定の適用区分)

第3条 生産性向上特別措置法の施行の日から令和3年3月31日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号。以下「地方税法等改正法」という。）第1条の規定による改正前の地方税法附則第15条第41項に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条第41項に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条第41項に規定する機械装置等（以下この項において「機械装置等」という。）（中小事業者等が、同条第41項に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により機械装置等を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条第41項に規定する先端設備等に該当する機械装置等を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該機械装置等を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 令和3年4月1日から令和5年3月31日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に地方税法等改正法附則第1条第4号に掲げる規定による改正前の地方税法附則第64条に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条に規定する特例対象資産（以下この項において「特例対象資産」という。）（中小事業者等が、同条に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する当該特例対象資産を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する規定の適用区分)

第4条 改正後の条例附則第16条の5の規定は、令和3年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、令和2年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

(行財政局税務部税制課)